

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

株式会社 あおぞら銀行  
代表取締役社長：馬場 信輔  
(コート`番号 : 8304)  
問合せ先：コーポレートコミュニケーション部  
部長：梶谷博之(電話：03(3263)1111)

**公的資金の一括返済に係る自己株式（第四回甲種優先株式及び  
第五回丙種優先株式）の全部取得および消却に関するお知らせ  
（会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく  
自己株式の取得ならびに同法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却）**

当行は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項の規定による当行定款第 48 条の規定に基づき、関係当局の承認が得られることを条件として、平成 27 年 6 月 22 日の次回分割返済（特別優先配当金支払い）実施後、平成 27 年 6 月 29 日付で第四回甲種優先株式及び第五回丙種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）を預金保険機構および株式会社整理回収機構から全部取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当行は、上記取締役会において、会社法第 178 条の規定に基づき、取得する全ての本優先株式を消却することを併せて決議いたしました。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当行は、かねてより公的資金の返済を経営の優先課題と認識し、経営の健全性と持続的な企業価値の維持・向上に努めてまいりました。平成 24 年 8 月には公的資金の 10 年分割返済プランである「資本再構成プラン」を公表し、その後、同プランに基づき着実に公的資金の返済（合計約 637 億円）を進めてまいりました。同時に、株価等返済の諸条件が整った場合には、財務の健全性や市場の状況を慎重に考慮した上で、できる限り早期に公的資金を一括返済したいとの意向を表明してまいりました。

近年の堅調な業績ならびに株価推移もあり、公的資金の早期一括返済の条件が整ったことから、関係当局のご承認を条件に、平成 27 年 6 月 22 日に約 205 億円の次回分割返済実施後、平成 27 年 6 月 29 日に、2 に記載のとおり本優先株式を取得することにより、残る公的資金約 1,434 億円を一括返済するものです。

なお、平成 27 年 5 月 15 日付で公表しております「公的資金早期一括返済ならびに今後のビジネスモデル・中期目標等について」も併せてご参照下さい。

## 2. 取得に係る事項の内容

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1) 取得する株式の種類及び数  | 第四回甲種優先株式 24,072,000 株<br>第五回丙種優先株式 214,579,295 株 |
| (2) 株式の取得対価の内容    | 金銭  |
| (3) 株式の取得対価の総額    | 143,429,999,965 円                                 |
| (4) 取得期間          | 平成 27 年 6 月 29 日                                  |
| (5) 株式の譲渡しの申込みの期日 | 平成 27 年 6 月 22 日                                  |

## 3. 取得の相手方の概要

### <第四回甲種優先株式の取得の相手方>

- |                  |  |
|------------------|--|
| (1) 名称           | 預金保険機構                                       |
| (2) 所在地          | 東京都千代田区有楽町 1-12-1 新有楽町ビルディング 9 階             |
| (3) 代表者の役職・氏名    | 理事長 三國谷 勝範                                   |
| (4) 事業内容         | 預金保険業務、破綻処理業務、不良債権買取り・責任追及業務、資本増強業務、金融支援業務など |
| (5) 資本金          | 351.35 億円                                    |
| (6) 設立年月日        | 昭和 46 年 7 月 1 日                              |
| (7) 大株主及び持株比率    | 政府 99%                                       |
| (8) 当行と取得先の関係    |  |
| (平成 27 年 3 月末現在) |  |
| 資本関係             | 取得の相手方は、本優先株式 24,072,000 株を所有しております。         |
| 人的関係             | 人的関係はありません。                                  |
| 取引関係             | 取引関係はありません。                                  |
| 関連当事者への該当状況      | 該当事項はありません。                                  |

### <第五回丙種優先株式の取得の相手方>

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 名称        | 株式会社整理回収機構  |
| (2) 所在地       | 東京都千代田区丸の内 3-4-2 新日石ビル  |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 藤田 昇三   |
| (4) 事業内容      | 貸付債権等の買取りおよびその管理・回収、金融機関が発行する株式等の引受け、金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付、信託受益権の買取りなど |

- |                  |   |
|------------------|---|
| (5) 資本金          | 120 億円                                  |
| (6) 設立年月日        | 平成 11 年 4 月 1 日                         |
| (7) 大株主及び持株比率    | 預金保険機構 100%                             |
| (8) 当行と取得先の関係    |   |
| (平成 27 年 3 月末現在) |   |
| 資本関係             | 取得の相手方は、本優先株式 214, 579, 295 株を所有しております。 |
| 人的関係             | 人的関係はありません。                             |
| 取引関係             | 取引関係はありません。                             |
| 関連当事者への該当状況      | 該当事項はありません。                             |
- (注) 本自己株式の取得は、会社法第 158 条および第 159 条に定める手続に従って行われるものであり、会社法第 160 条に定める特定の株主からの取得として行われるものではありません。

以 上